

# 一般社団法人日本脊椎インストゥルメンテーション学会

## 役員規則

### (総 則)

第1条 この規則は、当法人の定款に基づき、役員を選任及びその任期に関する事項について定める。

### (外部役員及び内部役員)

第2条 役員のうち、過去に当法人の評議員となつたことがないものを外部役員といい、これ以外のものを内部役員という。

### (内部役員の資格及び任期)

第3条 64歳以下の評議員は、内部役員に選任されることができる。

2 内部役員は、連続2回まで評議員会でその地位に選任されることができる。

3 任期中に内部役員が66歳を超えても、当該任期の末日までは、当該内部役員はその地位にとどまることができる。

### (役員選挙の公示)

第4条 理事会が役員を選任を評議員会の議案としようとするときは、理事長は、当該議案を目的とする評議員会までに、当該評議員会で議決権を有する評議員に対してその旨を適当な方法で通知(公示)するものとする。

### (立候補及びその撤回)

第5条 役員に立候補しようとする者は、理事長宛てにその旨を申請しなければならない。

2 前項の申請にあたっては、申請者は、立候補届その他所定の書類を提出しなければならない。

3 第1項に基づいて申請した者がそれを撤回するときは、申請者本人の自署による撤回届を理事長に提出するものとする。

### (議案の提出)

第6条 理事会は、前条に基づいて行われた立候補の状況等をふまえて、役員を選任に関する議案の内容を決定する。

2 定款第17条第1項に基づく評議員会の招集通知には、理事会が決定した役員を選任に関する議案の内容を記載するものとする。

### (監事の職務権限)

第7条 監事は定款第29条に定める職務権限のほか、当法人の業務及び財産に関し、次の各号に規定する業務を行う。

(1) 当法人の業務または財産の状況について、毎事業年度、監査報告書を作成し、評議員会及び理事会に提出すること。

(2) 当法人の業務及び財産の状況を監査すること並びに各事業年度における計算書類、事業報告を監査すること。

(3) 評議員会、理事会に出席し、必要に応じて当法人の業務または財産の状況について意見を述べること。

- (4) 第1号または第2号による監査の結果、当法人の業務または財産に関し不正の行為または法令若しくはこの定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、著しく不当な事実があると認めるとき若しくはその行為をするおそれがあると認めるときは、これを評議員会及び理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、理事会の招集を請求すること及び当該請求があった日から5日以内に、2週間以内を会日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、自ら理事会を招集すること。
- (6) 理事が評議員会に提出しようとする議案、書類に、法令若しくは定款に違反し、または著しく不当なものがある場合には、評議員会に報告すること。
- (7) 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令、定款に違反する行為をし、またはそのおそれがある場合において、その行為によって当法人が著しい損害を生ずるおそれがある場合には、当該理事に対して当該行為をやめることを請求すること。
- (8) 理事と当法人の訴えについては、監事が当法人を代表すること。
- (9) その他法令に定める権限を行使すること。

(令和3年11月8日理事会承認)